



病児・病後児保育のご案内

病児保育とは、お子さんが病気の時や病気の回復期に、保護者のかたが就労や傷病などのやむを得ない理由でお子さんの看護、保育ができない時に快適な療養環境を提供し、医療機関で一時的に保育を行う事業です。

健康福祉課子育て支援室 ☎️ (25) 1184

預かることができる状態

- 鳥羽市または志摩市在住 ● 一般に風邪とよばれる状態
- 骨折、やけど、外傷などの外科的疾患で保育可能な状態
- ましん(状態による)、風しん、そのほかの伝染性疾患(専用の部屋での保育)
- そのほか担当医が利用可能と判断した状態

対象年齢 生後6か月～小学校6年生(1日4人程度まで)

実施場所 よいこ病児保育室 (☎️ 0599 (46) 0415)

志摩市阿児町鵜方 3009-23 (志摩こどもの城クリニック2階)
※市の委託事業として運営しています。

保育時間 午前8時30分～午後5時30分(延長午後6時まで)

休日 土曜・日曜日、祝日および志摩こどもの城クリニックの臨時休業日

登録方法

利用は原則として事前登録が必要です。よいこ病児保育室または医療法人童心会はね小児科医院で登録できます。くわしくはホームページをご覧ください。

志摩こどもの城クリニック
ホームページ



利用料金

利用時間	利用料	食事代
1日(5時間以上)	2,000円	500円
半日(5時間未満)	1,000円	
延長(午後5時30分以降)	1,000円	—

※下記に該当する場合は、上記金額の半額

- ①同時に兄弟姉妹を預ける場合 ②一人親家庭で非課税世帯 ③生活保護世帯



専用の調理室で
給食を調理



隔離室は
2室

伝染性疾患の
お子さんを保育する
専用の保育室



明るい保育室で
保育を行います

家電4品目の適正な処分について

環境課資源リサイクル係 ☎️ (25) 1149

家電4品目(エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機)は市では回収しておりません。下記の方法で処分してください。

・家電販売店に引き取ってもらう方法

買い替えや過去に購入した家電販売店などに引き取りを依頼してください。

・指定引取場所に自分で持っていく方法

家電リサイクル券を郵便局で購入し、その券とともに、夏山金属㈱(伊勢市上地町2685、☎️ 0596 (25) 1101)へ持ち込んでください。

・市の指定業者に収集を依頼する方法

市から許可を受けた一般廃棄物収集運搬許可業者に運搬を依頼してください。

※不法投棄や分解は法律違反となるので絶対にしないでください。



鳥羽市内許可業者一覧

本土		
許可業者	ところ	問い合わせ先
有限会社サンサンクリーン	船津町 238	☎️ (26) 7118
有限会社浜口商事	安楽島町 1223-2	☎️ (26) 3528
有限会社大進ハウジング	大明西町 6番2号	☎️ (26) 3258
有限会社 ODA	岩倉町 344番地 1	☎️ (29) 5291
株式会社シャインコーポレーション	安楽島町 1075-89	☎️ (26) 6899

離島		
許可業者	ところ	問い合わせ先
桃丸	桃取町 437-3	☎️ 090-7038-9406
まるぎ丸	菅島町 253-3	☎️ 090-5876-7397
政吉丸	答志町 429	☎️ (37) 2251
株式会社鳥羽湾カーフェリー安盛丸	小浜町 299-121	☎️ 090-5706-2849
仲芳フェリー	答志町 228-2	☎️ 090-8672-2777